

平成22年度事業報告

1. 概 況

平成22年度は新公益法人制度への対応を最重要課題と位置付け、「公益社団法人」を目指すという基本方針に則り、県連と連絡を密にして作業に着手いたしました。

なお、今回の公益法人制度改革を法人会本来の理念と活動に立ち戻る機会と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力をいれるとともに、魅力ある会社作りに取り組み、会員サービスの一層の充実を図るとともに、地域社会に役立つ団体として不特定多数の皆様にも働きかけ活動内容の充実に取り組みました。

県連では公益関係事業の充実を図るため税に関する研修や社会貢献活動等の公益認定に向けての働きを行っています。当会としてもこれに積極的に取り組むこととし、事業活動の充実を図ることは勿論のことであります。

税の啓発活動は、税制関連研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を会員や一般に対し配布するとともに小学生に対する租税教育等を実施しました。また、高校生には、租税教育用教材を活用し、租税教室を開催し、税の啓発活動に努めました。

税の改正提言活動は、今後の望ましい税制のあり方を基本テーマに設定し、会員の意見を集約し、税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開した。

経営支援活動は、法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の強化に配意し、経営の支援をするために事業を展開しました。

社会貢献は、地域社会との「共生」を目指し多彩な活動を展開し、女性部会では創立20周年事業として介助用車イスと恒例のタオルの収集を行い、社会福祉施設等へ寄贈を実施しました。

研修活動の充実には、税法・税務を中心に研修会の開催と参加人員の増大を図り、研修教材の充実を図りました。

広報活動の充実には、広く一般市民に対し税の啓発に資する広報活動を積極的に展開しました。

共益関係については、会員企業の健全化並びに発展向上に資するため福利厚生事業や会員支援事業、会員増強運動及び青年・女性部会の充実等、各種の会員の企業価値を高める事業に取り組みました。

管理関係については公益法人制度改革に伴い規定の整備や諸会議及び事務局運営体制等の確立について管理運営の改善に努めました。

2. 公益関係

1. 税の啓発活動

(1) 平成22年度の税制・税務に関する研修会の実施状況

平成22年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師名
22年度税制改正並びに法人税実務のポイント	28名	1回	片山和郎税理士
税務調査と節税対策セミナー	25名	1回	㈲ノムイック取締役野村郁夫氏
23年度改正税法(案)について	17名	1回	片山和郎税理士
合同表彰式記念講演「税務行政の現状について」	72名	1回	小林勝治三条税務署長
決算期別説明会	285名	12回	三条税務署担当官
年末調整説明会	499名	2回	三条税務署担当官
合 計	926名	18回	

(2) 租税教育活動

イ 高校生を対象とした租税教室を税務当局の協力を得て開催し、日本の未来を担う生徒たちに税の大切さを理解できるよう、講師に税理士を迎え租税教育を推進し4作目となるゲゲゲの鬼太郎「税ってなんだ？」(水木しげる氏)と租税教育用蛍光ペンを配布した。

- 9月30日 私立日本海聖高校3学年2クラス60名
- 10月13日 県立三条高校3学年2クラス80名
- 11月10日 県立三条商業高校3学年6クラス210名
- 11月11日 県立県央工業高校3学年188名
- 12月22日 私立加茂暁星高校3学年5クラス127名

ロ 地域のイベント行事に参画した

- 7月25日 田上夏まつり 税金〇×クイズ 180名

ハ NPO法人三条おやこ劇場と共催による租税教育用紙芝居「カップのいたずら」を活用しながら、さらにマンガ本と租税教育用蛍光ペンを配布し、税知識の普及推進に努めた。

- 9月20日 三条市八幡宮境内「良寛さまと、あ・そ・ぼ・！祭」52名
- 10月 3日 三条市総合福祉センター内「三条ボランティアまつり」80名

(3) 税の広報活動

イ. 「会報」法人会だより年2回編集発行の配付。

ロ. 全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)の配付。

ハ. 「税の窓」(法人会の動き)税務団体共同機関誌年3回編集発行の配付。

ニ. 三條新聞に確定申告時期に合わせて税の広告を掲載した。

ホ. 「e-Tax」の利用促進を図るため「e-Tax」のパンフレットを配布した。

(4) 研修用テキストの配付

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、平成22年度にお

いても各種テキスト等を参加者に配付している。

- ①平成２２年度 税制改正のあらまし「速報版」
- ②平成２２年度版 ここが変わることしの税制
- ③平成２２年度版 ことしの土地・住宅税制はこう変わる
- ④平成２２年度版 会社取引をめぐる税務Ｑ＆Ａ
- ⑤平成２２年度版 主要税法取扱便覧
- ⑥印紙税の手引き
- ⑦わかりやすい会社の決算申告の実務
- ⑧平成２２年度 税制改正のあらまし
- ⑨知っておきたい源泉所得税
- ⑩平成２２年度版 ここが変わることしの税制改正
- ⑪平成２２年度 法人税関係法令の改正の概要
- ⑫会社役員のための確定申告実務のポイント
- ⑬源泉所得税の実務ポイント
- ⑭平成２３年度 税制改正のあらまし「速報版」
- ⑮マンガ本「税ってなんだ？」
- ⑯年末調整のしかた
- ⑰けんた君おしえて！くらしのなかの税金知識（子育て・子どもの成長と税金）
- ⑱平成２３年度版 ことしの土地住宅税制はこう変わる

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせて6月14日付で全法連へ提出しました。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下のとおり

平成23年度税制改正要望事項

総 論

第一 経済活性化への積極的取り組み

世界経済が減速する中、我が国の経済も大きく景気の後退に入っている。特に、地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税収の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成22年度予算によれば、本年度の国債発行44兆円、歳入総額に占める公債金収入47.8%となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成22年度末の国民の借金の総額が937兆円に達した。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

現在、民主党政権は無駄な予算を削るという「事業仕分」を国民の前に公開し実施した。その結果、昨年は約7,000億円の無駄な予算を削減することができた。今後とも引続き厳しく官僚を追及し無駄を削るということを徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- 1 政府は平成23年を目標にプライマリーバランスの回復を図る方針を決めていたが、最近その実現を諦めたようだ。早急に国民の納得のいく新しい施策を提示し行動すること。
- 2 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正検査制度の導入

- 3 議員数の削減及び報酬の見直し
- 4 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 5 公共を積極的に民間に移行
- 6 市町村合併の効果（経済節減）を早めに取り組む
- 7 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた特別会計の抜本的改革が必要である。

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人税の実効税率は主要国に比べ非常に高いことから法人税枠を引き下げて企業の国際競争力の確保、雇用の確保に努めること。また、特に厳しい状況にある中小企業の活性化を図るために景気浮揚に配慮した税制改正が必要である。

交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないように配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、少子高齢化が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率の低い理由の第一は将来に対する不安があげられているが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれている

ことから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

1 法人税率の引き下げ

我が国の法人税の実効税率は、EU諸国やアジア諸国に比べ高く、国際競争力を高めるためにも法人税の引き下げを要望する。

2 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ等

平成21年度税制改正で、中小法人等における法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられたが、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を踏まえると中小法人に適用される軽減税率は、時限措置でなく恒久化するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも1,500万円程度に引き上げることを要望する。

3 交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

4 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するよう税率構造を見直すことが大切である。

1 税率構造のさらなる是正

平成18年度改正で税率構造が4区分から6区分となったが、一部では増税となるところもあり更なる改善が必要である。

2 諸控除等の見直し

(1)各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。

(2)それより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

(3)「所得控除から手当へ」の考え方で扶養控除が見直されたが、それに伴い所得税の税額等に連動する国民健康保険料、保育料等、また医療・福祉の負担等の見直しが適正に措置されることを要望する。

3 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

4 金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにするべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行なうよう要望する。

5 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題導入など検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

第三 消費税制について

消費税率引き上げの条件については、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるといずれは、引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。

第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1)地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。

(2)土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。

(3)居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有するこ

と、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の使途やCO₂削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO₂を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内に完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

3 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早い

期間を３年とする。

第二 所得税関係

1 土地譲渡所得の損益通産の復活

平成１６年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和６３年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を２，０００万円から３，０００万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人１人５００万円を１，０００万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

(1)約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が３０万円未満とする。

(2)売上代金の受取書の非課税限度額は１０万円未満の受取書とする。

以 上

(2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成２２年９月２８日

〔会 場〕 熊本県上益城郡「グランメッセ熊本」

〔来 賓〕 川上 力国税庁長官 味水律夫熊本国税局長

渡邊敏博熊本西税務署長 蒲島郁夫熊本県知事

幸山政史熊本市長 外１８名

〔法人会参加人員〕 約１，９８０名

要 望 大 会

平成23年度税制改正に関するスローガン

- 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- 税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！
- 法人実効税率は欧州・アジア主要国並の30%以下に引下げを！
- 所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！
- 適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！
- 歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！
- 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！
- 年金・医療・介護の制度改革を断行し、

持続可能な社会保障制度の確立を！

(3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、三条法人会としては会長、税制委員長、および専務理事で編成した要望団によって、平成22年11月30日、管内選出の衆議院の国会議員に対し陳情を実施するとともに、地方自治体に対する要望活動については、市長および市議会議長に陳情を行いました。

(4) 平成22年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下のとおりです。

～法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項～

平成23年度税制改正においては、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正等を柱として、税制抜本改革に向け、税制全般にわたり改正されました。

法人税制については、課税ベースの拡大と併せて、法人会が強く要望してきた「法人実効税率の引き下げ」及び「年金所得者の申告手続きの簡素化」「更正請求期間の延長」「相続時精算課税制度の年齢要件の拡充」などが挙げられます。

なお、今回記載されている内容につきましては、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）を基に改正が行なわれたという前提でとなっておりますので、お含みおき下さい。法人会の実現事項を含む主な改正内容は次のとおりです。

〈法人課税〉

(1) 法人税率の引き下げ

法人会が長らく要望してきた法人税率の引き下げについては、国税と

地方税を合わせた法人実効税率を５％引き下げ、法人税率が３０％から２５．５％に引き下げられました。（平成２３年４月１日以後に開始する事業年度に適用）

また中小法人に対する軽減税率は、１８％から１５％（平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日の間に開始する事業年度に適用）引き下げられました。

(2) 減価償却制度の見直し

平成２３年度４月１日以後に取得する減価償却の定率法の償却率が、定額法の償却率の２．０倍（従来２．５倍）の数に引き下げられました。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

中小法人等を除き、欠損金の繰越控除限度額が、繰越控除する事業年度における繰越控除前の所得金額の８０％相当額となりました。（平成２３年４月１日以後に開始する事業年度に適用）また、繰越期間は９年（従来７年）に延長されました。（平成２０年４月１日以後に終了した事業年度で生じた欠損金に適用）

(4) 雇用促進税制

平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日の間に開始する事業年度において、雇用保険の一般被保険者の数を前事業年度より１０％以上かつ５人（中小企業は２人）以上増加させる等、一定の要件を満たした場合に、１人当たり２０万円の税額控除ができる制度が創設されました。

(5) 次の租税特別措置が、適用期限の到来をもって廃止となりました。

- ・ 中小企業等基盤強化税制
- ・ 研究開発税制における試験研究費の税額控除制度に係る特別措置

〈所得課税〉

(1) 給与所得控除の上限設定

年収１,５００万円超の給与所得控除額に上限（２４５万円）が設けられました。さらに、役員給与については、２,０００万円を超えるとその金額に応じて給与所得控除額が逡減し、４,０００万円超の場合には１２５万円となりました。

(2) 特定支出控除額の見直し

通勤費等の従来の範囲に加えて、弁護士等の資格取得費、職務に関連のある書籍の購入費、職場で着用する衣服の衣服費などが追加され、その計算方法も見直されました。

(3) 成年扶養控除の見直し

一定の要件を満たす特定成年扶養親族を扶養している場合や合計所得金額が４００万円以下の場合などに限り、控除できることとなりました。

(4) 金融証券税制

上場株式等の配当や譲渡所得等に係る１０％軽減税率（所得税７％、住民税３％）の適用期限が２年延長されました。

(5) 電子申告に係る特別控除

電子申告に係る特別控除について、税額控除額（従来5,000円）が平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げられた上で、適用期限が2年延長されました。

(6) 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となる制度が創設されました。

(7) 更正請求

更正請求をすることが出来る期間が、5年（従来1年）に延長されました。

〈資産課税〉

(1) 相続税の課税ベースと税率の見直し

相続税の基礎控除について、定額控除が3,000万円（従来5,000万円）に引き下げられ、法定相続人数に比例して控除される部分についても「600万円（従来1,000万円）×法定相続人の数」に縮小されました。

また、税率区分が細分化され、最高税率は55%に引き上げられました。

(2) 贈与税の税率の見直し

暦年課税の贈与税について、税率区分が細分化されたのと併せて税率が見直され、最高税率は55%に引き上げられました。

(3) 相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に「20歳以上の孫」が追加され、法人会の求めていた贈与者の年齢要件引き下げについては、60歳（従来65歳）以上となりました。

〈消費課税〉

(1) 消費税の免税事業者の要件の見直し

事業者免税点制度の適用を受けようとする際の基準が見直され、前年度の上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者については、適用されないこととなりました。（平成24年10月1日以後に開始する事業年度に適用）

(2) 地球温暖化対策のための税

石油石炭税に「地球温暖化対策等のための課税の特例」を設け、平成23年10月1日以後、CO₂排出量に応じた税率が上乘せされることとなりました。

3. 経営支援活動

(1) 平成22年度の経営支援に関する研修会の実施状況

平成22年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	講師名
金融機関はこう変わる？中小企業の生き残り術！	22名	金融ジャーナリスト 森岡英樹氏
目からウロコ！明日からできる簡単な資金繰り改善方法	60名	山口昇税理士
総会記念講演「社長 やってみると」	105名	双日(株)顧問 西村英俊氏
役員視察研修会「中越地震被災地復旧・復興について」	26名	長岡市山古志支所職員
八団体記念講演「最近の金融情勢について」	66名	元三条税務署長 三國谷勝範氏
社会貢献活動特別講演会「千の準備 一の勝負」	175名	新潟明訓高校野球部監督 佐藤和也氏
新春講演会「日本の政治は良くなるか」	97名	時事通信社解説委員 田崎史郎氏

合 計 551名 7回

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、平成22年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に参加者に配付している。

配布したテキスト等

- ①新型インフルエンザ対策ガイドブックBCP作成のポイント
- ②新潟県の金融経済動向
- ③業況判断D.I.（製造業）からみた新潟県景気の特徴点
- ④破産更正債権等に係る貸倒引当金の実務
- ⑤中小企業事業承継ハンドブック
- ⑥知っておきたい債権回収25のポイント
- ⑦税務調査対応マニュアル
- ⑧知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識
- ⑨中小企業経営者のためのQ&A決算書の見方・活かし方
- ⑩中小企業金融円滑化法対応版Q&A資金繰り対策と経営改善計画
- ⑪ツキを呼ぶ魔法の言葉

4. 地域発展活動

(1) 社会貢献活動

地域社会貢献活動の一環として実施している特別養護老人ホームにタオルを寄付した。タオルの収集活動は女性部会のセミナー等の折に持参して頂いたり、また年1回一般市民に公開した文化講演会に参加料の代わりにタオル1本以上をお願いしている。当日の資料としてゲゲゲの鬼太郎「税ってなんだ？」(水木しげる氏)のマンガ本等を配布した。

地域社会貢献活動による文化講演会

開催日時 平成22年10月28日(木) 午後7時～8時30分

会 場 ハミングプラザビップVIPグランドホール

講 師 新潟明訓高校野球部監督 佐藤和也氏

テ ー マ 「千の準備 一の勝負」

参加者数 175名

12月15日(水) 三条市「介護老人保健施設いっぷく2番館」

タオル500本とプリン130ヶ

女性部会20周年記念事業の介助用車イス1台を寄贈

他の5施設等にも記念事業の介助用車イス各1台を寄贈

12月14日(火) 見附市「特別養護老人ホーム大平園」

12月15日(水) 三条市「ディサービスセンター桃寿園」

12月16日(木) 三条市社会福祉協議会

12月20日(月) 加茂市「特別養護老人ホーム第二平成園」

12月20日(月) 田上町「特別養護老人ホームあじさいの里」

5. 共益関係

(1) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いている。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大ききメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって地道であるが着実に活動を展開してきた。

イ. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(22.8.27)

ロ. 各々協力会社との連絡会議を行ない、表彰等でさらなる会員増強につなげられるよう努めた。(22.10.5)

H23.3月現在	経営者大型保障制度	がん保険制度	経営保全プラン
会員加入率	23.6%	10.7%	2.8%
加入企業数	563社	257社	67社

(2) 会員支援事業

(1) 会員企業の経理担当者の表彰(平成22年度)

社団法人三条法人会会員の事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ① 現在経理関係の事務に携わっており、平成22年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上のもの。
- ② 現在(又は過去の相当期間)経理部門を主に担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦するもの。(指導的立場とは……係長、課長などをいう)

優良経理担当者表彰式(三条税務署管内合同納税表彰式)

開催日 平成22年11月15日

場 所 燕三条地場産業振興センター

受彰者 9社 11名

表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、きわめて大きなウェートを占め全ての原点であることはいまでもありません。経理担当者は、日常地味ではありますが企業にとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響いたします。このことから、功労顕著な者を表彰しその労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものであります。

(2) 第10回記念法人会親善チャリティーゴルフ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるためのスポーツ大会を開催した。

日 時 平成22年4月15日

場 所 大新潟カントリークラブ三条コース

参加者 115名

(3) 会員増強推進

所管法人数	会 員 数			加入率%	23/3末
	22/12末	22/6末	増減数		
3,566	2,387	2,393	△6	66.9	2,387

従来から当法人会の現点は仲間づくり、会員加入率の向上を目指し、「数は力なり」を提唱し、毎年増強運動を続けている。22年度も一層の会員増強を図るため、10月1日～3月末日の6ヶ月間を「会員増強運動特別月間」と定め、税務当局・税理士会・保険会社三社等のご協力を要請し、例年どおり実施した。

組織の充実・強化

イ. 平成22年度会員増強功労表彰の実施

実施日 平成23年5月27日（第24回通常総会）

表彰規定に基づき目標達成した役員等に対して表彰。

ロ. 新設法人データーの活用

ハ. 決算期別説明会での未加入法人へのPRをして加入を促進する。

ニ. ポスターによるPR

平成22年度は杉山愛さんを起用し、キャッチフレーズを「なぜ？100万社の社長たちは、『法人会』に入会したのか！（経営に差がつく、税の知識が身につく、人脈が広がる）めざします。企業の繁栄と社会への貢献で」とするポスターを役員企業に配付並びに各種法人会行事の会場に貼り出しPRした。

(4) 部会等事業

	事 業 名	開催数	出席者数
青 年 部 会	通常総会	1	35
	研修会の開催	5	126
	会議の開催	2	30
	その他会議等参加	5	14
女 性 部 会	通常総会	1	48
	研修会の開催	2	52
	会議の開催	6	85
	その他会議等参加	1	1
6 地 区 会	通常総会	6	185
	研修会の開催	21	676
	会議の開催	15	175

(5) 青年・女性部会活動

イ. 青年部会関係

今年度も「租税教育活動」として、管内の高校三年生を対象に租税教室を開催し、租税教育のPRに協力した。

ロ. 女性部会関係

研修会の都度、タオル
を収集。福祉施設へ寄贈
している。

	部 会 員 数			
	22/12 末	22/6 末	増減数	23/3 末
青年部会	9 5	9 7	△ 2	9 5
女性部会	1 1 2	1 0 9	△ 3	1 1 1

6. 管理関係

(1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示を努める。さらにホームページ等により一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や会活動のPRを図る。

(2) 諸会議等の開催状況

□ 平成22年度・第23回通常総会

開 催 日 平成22年5月25日

場 所 餞心亭おゝ乃

出席者数 1,317社（委任状を含む）

第1号議案 平成21年度事業報告承認の件

第2号議案 平成21年度収支決算報告承認の件

第3号議案 平成22年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成22年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 その他

□ 役員会

開 催 日 平成22年5月25日

場 所 餞心亭おゝ乃

出席者数 36名

第1号議案 平成21年度事業報告並びに収支決算報告に関する件

第2号議案 平成22年度事業計画（案）並びに収支収予算（案）に関する件

第3号議案 会員増強功績者表彰並びに福利厚生制度功績者の表彰の件

第4号議案 女性部会20周年事業への支援協力の件

第5号議案 その他

合同役員会

開 催 日 平成22年8月27日

場 所 二州楼会議室

出席者数 35名

第1号議案 公益法人制度改革の対応について

第2号議案 第10回記念法人会親善チャリティーゴルフ大会収支決算報告について

第3号議案 第2回法人会実務講座の開催について

第4号議案 役員視察研修会の開催について

- 第5号議案 各委員会の報告について
- 第6号議案 会員増強計画について
- 第7号議案 文化講演会開催計画について
- 第8号議案 「広告塔」設置場所について
- 第9号議案 女性部会創立20周年記念講演会の開催について
- 第10号議案 その他

役員会

開催日 平成23年2月2日

場 所 餞心亭おゝ乃

出席者数 31名

- 第1号議案 平成23年度暫定予算承認に関する件について
- 第2号議案 公益法人移行認定申請への時期等について
- 第3号議案 e-Tax（電子申告・納税システム）の利用拡大について
- 第4号議案 会員増強運動の推進に関する件について
- 第5号議案 会費規定改定（案）に関する件について
- 第6号議案 平成23年度税制改正要望活動の報告に関する件について
- 第7号議案 第11回法人会親善ゴルフ大会の開催に関する件について
- 第8号議案 その他

役員会

開催日 平成23年3月29日

場 所 二州楼会議室

出席者数 34名

- 第1号議案 公益法人申請から認定までの具体的な作業手順（スケジュール）について
- 第2号議案 新年度役員改選に伴う各地区会ごとの理事・監事役員等の選出割当員数（案）について
- 第3号議案 会員増強運動の結果報告について
- 第4号議案 法人会広告塔22年度見附地区会設置報告について
- 第5号議案 第11回法人会親善ゴルフ大会の開催等参加人員について
- 第6号議案 通常総会（役員会）開催日程について
- 第7号議案 東北地方太平洋沖地震への義援金拠出の取り扱いについて
- 第8号議案 その他

□ 組織事業委員会並びに各地区会会員増強委員長会議

〔第1回〕 平成22年10月5日 三条商工会議所会館

- ①県連組織委員会の報告について
- ②平成22年6月末現在会員数調査の結果等について
- ③会員増強計画について（各地区会特別委員会の設置等）
- ④その他

□ 研修委員会

〔第1回〕 平成22年8月20日 三条商工会議所会館

①今後の研修会活動について

- ・文化講演会の開催について
- ・第2回法人会実務講座の開催について
- ・第3回法人会実務講座（税務研修）の開催について
- ・役員研修の開催について
- ・その他

(5) e-Tax普及推進特別委員会

〔第1回〕 平成22年7月13日 三条商工会議所会館

- ①e-Tax利用状況の近況報告について（税務署）
- ②e-Taxの利用状況についてアンケート調査回答（追加分含む）
- ③税理士先生の代理送信に係る利用拡大策について
- ④役員又は役員企業の100%利用策について
- ⑤その他

〔第2回〕 平成22年9月7日 三条商工会議所会館

- ①e-Tax利用状況の近況報告について（税務署）
- ②役員対象「e-Taxの利用状況」アンケート調査結果に伴う役員（未利用）の対応について報告
- ③今後の会員への利用促進策について
- ④その他

〔第3回〕 平成22年11月29日 三条商工会議所会館

- ①e-Tax利用状況の事情について
- ②確定申告に向けての利用推進策について
- ③その他

〔第4回〕 平成22年12月9日 餞心亭おゝ乃

三条税務署長との意見交換会
「e-Tax普及推進の問題点について懇談」

(6) 総務広報委員会

〔第1回〕 平成22年6月22日 三条商工会議所会館

- ①第23号の経過報告等について
- ②法人会だより第24号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③その他

〔第2回〕 平成22年11月8日 三条商工会議所会館

- ①第24号の経過報告等について
- ②法人会だより第25号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③女性部会創立20周年記念誌併合の編集骨子について（別紙）
- ④その他

(7) 厚生委員会

〔第1回〕 平成22年7月27日 三条商工会議所会館

- ①平成22年度法人会大型保障制度表彰施策について
- ②未加入会員へのテレアポについて

③その他

(8) 第11回法人会親善ゴルフ大会実行委員会

〔第1回〕 平成23年1月26日 三条商工会議所会館

①第11回法人会親善ゴルフ大会開催実施要綱並びに収支予算（案）について

②参加者の募集並びに案内周知方法について

③表彰式、パーティーの次第（確認）について

④協賛者賞品一覧表（第10回実績）

⑤その他

(9) 事務局担当者会議

〔第1回〕 平成22年4月27日 大三会議室

①平成22年暫定予算の件について

②公益法人制度への今後の対応について

③女性部会創立20周年行事への協力について

④平成21年度事業報告並びに収支決算（見込）の件

⑤平成22年度事業計画（案）並びに収支予算（案）審議の件

⑥平成21年度会員増強運動の結果報告並びに功績者表彰該当者の件

⑦全法連・県連功労者並びに会員増強功績者表彰の件

⑧事業の見直しと新年度事業の取り組みの件

⑨定時総会（役員会）開催の件

⑩その他

〔第2回〕 平成22年8月20日 饒心亭おゝ乃

①公益法人改革の対応について

②第10回記念法人会親善チャリティーゴルフ大会の収支決算報告について

③第2回法人会実務講座の開催について

④租税教育推進並びにe-Tax導入及び代理送信による利用促進について

⑤合同役員会開催について

⑥福利厚生制度の推進計画について（大同生命）

⑦本年度会員増強計画について

⑧文化講演会の開催計画について

⑨役員研修会の開催計画について

⑩本年度「広告塔」設置についてその他

⑪その他

(10) その他行事参加

(1) 新年賀詞交歓会及び叙勲・納税表彰受章祝典

〔日 時〕 平成23年1月13日

〔場 所〕 帝国ホテル

〔法人会参加人員〕 約500名（うち三条法人会1名）

第1部 叙勲・納税表彰受章祝典

第2部 新年賀詞交歓会

(2) 第27回「事務局セミナー」

〔日 時〕 平成23年3月9日

〔場 所〕 ハイアットリージェンシー東京

〔第1部〕 円卓会議

【テーマ1】『法人会の会員増強を考える』

①会員増強における法人会内の推進態勢について

②会員増強・退会防止に効果的なツール、取り組み施策のアイデア

【テーマ2】『法人会の財務改善を考える』

①法人会における収益アップ、支出効率化のアイデア、工夫

②厚生事業推進における受託会社との連携、意見、要望

③厚生事業推進において法人会がすべきこと、できること

出席者数500名（うち三条法人会1名）

(3) 局法連主催・事務局担当者研修会

〔日 時〕 平成22年12月2日

〔場 所〕 さいたま市 ブリランテ武蔵野

研修会テーマ「〔別表G〕事業別区分経理の内訳表作成方法等について」

講 師 財団法人全国法人会総連合

新公益法人制度対策室長 田 島 善 範 氏

出席者数119名（うち三条法人会2名）

(4) 局法連主催・管内事務局会計ソフト研修会

〔日 時〕 平成23年2月28日

〔場 所〕 さいたま市 ブリランテ武蔵野

研修会テーマ「新会計ソフト操作説明」

講 師 財団法人全国法人会総連合

財務部主任 滝 澤 壮 行 氏

出席者数45名（うち三条法人会2名）

(11) その他関係会議等参加

開催日	会 議 名	場 所	出席者
4.22	「税の窓」広報委員会	越前屋ホテル	1
5.18	県連総務委員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
5.20	八団体役員会	三条商工会議所会館	8
5.26	県連理事会・定時総会	ホテルイタリア軒	15
6. 2	納貯連第54回定時総会	三観荘	1
6. 8	県連税制委員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
6. 8	加茂地区会定時総会	鴨川別館	1

6.11	下田地区会総会	大三	2
6.12	八団体第40回定時総会	二州楼新館	20
7.1	見附地区会総会	小林縷	2
7.6	県連事務担当者研修会	新潟東映ホテル	3

8.26	局法連通常役員総会	ラフレさいたま	1
9.8	県連組織委員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
9.8	八団体正副会長会議	三条商工会議所会館	2
9.16	全法連第1回研修委員会	全法連会館	1
9.17	第2回県連・新潟合同総務委員会	新潟グランドホテル	1
9.22	県連理事会・福利厚生連絡協議会	ホテルオークラ新潟	4
10.13	県連研修委員会	新潟グランドホテル	1
10.14	県連事務担当者研修会	新潟商工会議所中央会館	3
11.8	間税会税務研修会並びに説明会	中小企業大学校三条校	1
11.10	八団体正副会長会議	三条商工会議所会館	4
11.15	合同納税表彰式	地場産業振興センター	36
12.16	県連・新潟法人会主催特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	11
12.17	県連専務理事・事務局長会議	弥彦グランドホテル	1
12.17	福利厚生三者合同表彰研修会	弥彦グランドホテル	1
23.1.27	国税局幹部との協議会・理事会	新潟東映ホテル	2
1.28	県内事務局の公益法人申請説明会	新潟商工会議所中央会館	2
3.28	県連専務理事・事務局長会議	新潟商工会議所中央会館	1

(12) 納税功労による受彰者（敬称略）

財務大臣表彰 <平成22年10月27日>

中 條 耕 二 三条法人会会長

国税庁長官表彰 <平成22年10月27日>

崎 山 興 紀 三条法人会常任理事

関東信越国税局長表彰 <平成22年10月29日>

馬 場 信 彦 三条法人会副会長

三条税務署長表彰 <平成22年11月15日>

土 田 正 樹 三条法人会理事

外 山 浩 玲 三条法人会常任理事

平成22年度全法連功労者表彰

三 本 泰 輔 三条法人会常任理事

加 藤 敏 敦 三条法人会理事

平成22年度県法連功労者表彰

渡 辺 一 郎 三条法人会常任理事

高 頭 八 郎 三条法人会常任理事

野 崎 正 明 三条法人会理事